

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」改正の基本的な考え方

1. 背景

平成 22 年 10 月 15 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」において、「PRTR データを活用した大気濃度シミュレーションの実施等により、モニタリングの効率化を検討する。」とされたことから、具体的な方法について検討を行ってきたところである。

これまでの検討結果を踏まえ、有害大気汚染物質についての事務処理基準の改定を行う。

2. 事務処理基準改正のポイント

1) 測定対象物質

- 「全国標準監視地点」においては、原則として測定可能な全ての優先取組物質を測定する。
- 「地域特設監視地点」については、現行の「地域的視点から必要な測定地点」における測定項目の考え方を踏襲する。

2) 測定地点数

- 測定地点の区分として、「全国標準監視地点」及び「地域特設監視地点」を新設する。
- 「全国標準監視地点」の必要数の算定は、現行の事務処理基準における「全国的視点から必要な測定地点数の算定」の考え方を踏襲するが、全物質を測定することから、環境濃度レベルで決まる定数を 1/2（環境濃度レベル「中」相当）として算出する。
- 「地域特設監視地点」の必要数の算定は、現行の事務処理基準における「地域的視点から必要な測定地点数の算定」の考え方を踏襲する。

3) 測定地点の選定

- 現行の測定地点の区分「一般環境」「固定発生源周辺」「沿道」の考え方は、測定地点に物質ごとに付与される「属性」として踏襲する。
- 固定発生源周辺の測定地点選定に当たっては、固定発生源における有害大気汚染物質の製造、使用及び排出の状況等を勘案するが、排出の状況については、PRTR データ及びそれに準ずる情報を踏まえ把握することを基本とする。

4) 附則

- 本通知は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、本通知の適用により、測定地点数や各測定地点の測定項目数が大幅に変動する場合にあっては、平成 26 年度から 3 年を目途に測定地点や測定項目の見直しを行うことで良い。